

平成25年度大磯町教育委員会第9回定例会会議録

1. 日 時 平成25年12月19日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前11時00分
2. 場 所 生涯学習館 2階集会室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
曾根田 眞 二 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 3名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 協議事項
協議事項第1号 学校と警察との相互連携に係る協定書（案）について
8. 報告事項
報告事項第1号 平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
報告事項第2号 第2回大磯町子ども・子育て会議について
報告事項第3号 平成25年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの開催について
報告事項第4号 第60回おおいそ文化祭の開催結果について
報告事項第5号 秋季企画展「一村寺領 高麗寺村」の実施報告について
報告事項第6号 新春企画展・横溝コレクション「馬！・うま！・午」の開催について
報告事項第7号 第12回大磯図書館まつりの実施結果について

9. その他

(開 会)

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) それでは、私からは、11月定例会開催後の平成25年11月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。11月23日おおいそ学園収穫祭が開催され、農産物の即売、模擬店など出店があり、大勢の方が来場されました。11月24日郷土資料館企画展講演会、高麗寺領を改革するが、開催されました。11月27日大磯小学校で、宇宙航空研究開発機構 JAXA 宇宙科学研究所の阪本成一教授を講師にお招きし、講演会を開催しました。宇宙と夢への挑戦と題したお話は、児童たちに宇宙に向けての大きな夢をいただきました。12月8日郷土資料館において、湘南軽便鉄道1世紀記念事業展示会、軽便鉄道と東海道メモリアルがスタートしました。来週の12月23日まで開催されます。12月12日、大磯幼稚園・たかとり幼稚園にて、13日は、国府幼稚園にて保育発表会が開催されました。12月17日大磯町議会最終日において、教育委員の任命について提案され、全会一致で、藤家崇氏が教育委員として議会承認されました。その他の諸行事につきましては執行報告表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

協議事項第1号 学校と警察との相互連携に係る協定書(案)について

学校教育課長) 1 ページをご覧ください。冒頭の文に、大磯町教育委員会と神奈川県警察本部が、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結すること、また、協定の運用に当たっては、その目的を逸脱することなく、児童・生徒に対する支援・指導を行う上で、真に連携が必要な場合に限り、情報提供する、としています。第1条は目的についての記述です。相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、健全育成、非行防止、犯罪被害防止を図る、としています。第2条は定義について、用語の意味について定めています。非行集団とは、犯罪行為等とはについての定義で記載のとおりです。第3条は連携機関についてです。一つ目は教育委員会、大磯町立小中学校。二つ目は警察本部、神奈川県内警察署です。第4条は連携の内容についてです。一般的な連携は通常行なっていますが、ここでは、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、としています。これをもって協議を行い、健全育成、非行・犯罪被害防止を図る、としています。第5条は情報提供する事案についてです。警察から学校へ提供する事案は、児童・生徒の逮捕、犯罪行為を起こしたり、被害にあう恐れのある事案など、アからオに記述されている事案となってい

ます。学校から警察へ提供する事案は、犯罪行為、いじめ、薬物や犯罪の被害にあう恐れのある事案など、アからオに記述されている事案となっています。第6条は情報提供の内容についてです。警察から学校へ提供する内容は、児童・生徒の氏名・生年月日・住所などから、当該事案の概要、関係当事者への連絡状況などとなっています。学校から警察へ提供する内容は、2ページかかっていますが、児童・生徒の氏名・生年月日・住所などや当該事案の概要、指導状況、関係当事者への連絡状況などとなっています。第7条は連携の従事者及び方法についてです。情報提供と収集は、校長、警察又はそれぞれがあらかじめ指定する者が、児童・生徒の健全育成を推進する連絡票をもって行うとしています。第8条は秘密の保持についてです。秘密の保持の徹底、収集・提供した連絡票の保存期間と確実な廃棄について、情報の目的外利用等の禁止についての記述です。第9条連携機関の責務についてです。提供する情報の正確性について、児童・生徒への対応に当たり、教育効果と健全育成に配慮した適正な措置について、情報の利用については、警察は犯罪捜査への利用禁止、学校は児童・生徒に不利益処分を課すための利用禁止、また学校が情報提供するに当たって、保護者と連携して行うことを定めています。第10条は検証についてです。運用状況について、毎年度検証し、必要な措置を講ずるとしています。第11条は協議についてです。円滑な実施のために、連携機関は必要に応じ協議できるとしています。第12条は施行日についての記述です。最後に、この協定は、大磯町教育委員会教育長と神奈川県警察本部長とで締結し、協定書を双方で保有することの記述です。3ページ目の資料は、県警本部少年育成課が作成しました、制度運用開始までの流れの例として示されたものです。概要説明は以上です。

質疑応答)

竹内委員) 学校と警察の相互連携に係る協定書ということで、神奈川県警と県教委だと思えますけれども、大もとのところはそこで、こういうふうな組織を各市町村あるいは警察署単位で立ち上げて、子どもたちの健全育成のために対応しようという趣旨で設定をされたと思えます。基本的には、この連携がうまくいけば非常にいいとは思いますが、幾つかまだわからない点があるので質問をしたいと思います。まず最初に、今、情報公開とか、あるいは逆に個人情報保護ということが、国レベルでの最近の法案の通過等によって、全体としてそういう部分の関心といいますか、機運が盛り上がっているのではないかと思います。したがって、これについて、もう少しオープンになってきた場合には町民の関心も高いのかなということで、警察との、あるいは県との話し合いの中で出てきたこととはいえ、やはり大磯町としても慎重に取り扱っていかねばいけない問題ということです。まず最初に、前段の部分の5行目のところですが、真に連携が必要な場合に限り、情報提供する。という部分については、是非これは常に念頭に置いていただいて、必要以外の部分の情報提供などがないような形で、必要最小限にとどめるということで、子どもたちの指導は、基本的には、学校と家庭あるいは地域社会との連携の中での健全育成ということであるべきであって、やむを得ず警察のほう

の支援も得なければいけない状況があるかと思いますが、その部分、真に連携が必要な場合に限ってということで抑えていただきたいと思います。それから、あとは細かい部分になりますけれども、第5条の(2)学校から警察へ提供する事案の部分について、具体的に、アが犯罪行為等に関する事案、イがいじめ等に関する部分。これあたりについては、いじめはあってはいけないのですけれども、小さいいじめと言うのもおかしいのですけれども、微に入り細に入り、こういう事態があった場合には、必ず警察に情報提供しなければいけないものなのか、あるいは、学校のほうで判断をして、このぐらいだったら校内での処理で解決できるだろうというふうな判断をして、最初にあったような、真に連携が必要な場合に限りという部分が、ここで適用されると思うのですけれども、何でもかんでも報告するというようなことなのか、それともそうではないのかということを知りたいです。それから、2ページですけれども、第8条の(2)、情報提供した連絡票について、モデル等があれば教えていただきたい。なければ、口頭でこんなふうなものだよということを知ってもらえればと思います。それから、第10条、この協定の運用状況について、毎年度検証しということなのですが、新しい会議を立ち上げた最初の段階では、かなり密に検証の部分も行われるかと思うのです。他市等の状況も含めて、どういう形で検証していくのか、あるいは年何回ぐらいやるのか、学期に1回ぐらいとか、あるいは、1年に2回とか年度末に1回だけとか、連携の検証をどのように行われるのかということを知りたいと思います。それから、連携の検証について、ともすると簡単な反省だけで終わってしまうという懸念もあるので、本当に忙しい中こういった組織を立ち上げるわけなので、ぜひ、実のあるような中身にしていかなければいけないと思うので、形式的にならないようにお願いします。最後に、第9条にかかわって、連携機関の責務についてですが、ここには、特に(3)に警察はと書いてあって、(4)に学校がと書いてありますが、教育委員会の場合はどうなっているのか。教育委員会は、いつ情報の提供を受けるのか。それからその窓口は、現状では、誰がというか、どのポジションの人が教育委員会の窓口になるのか。さらに学校も、教頭なのか、中学なら生徒指導担当なのか、あるいはコーディネーターなのか、校長も含めて、いろんな窓口があると思いますが、その辺のところをもし腹案があれば教えていただきたい。

学校教育課長) ご意見も踏まえて5点ほどいただいています。まず、第5条にあります真に連携が必要な場合に限りは、この記述のとおりでして、通常の警察との協議の説明の中でも、通常の生徒指導等は、当然、学校、教育委員会を通してやるべきだと。本当に犯罪に絡むとか犯罪に対するおそれがあるという重大なことになったときに、情報提供し合う、学校と連携するという説明ですので、やたらと安易に使うものではないという認識のもとで運用していきたいと思います。いじめの話がありましたけれども、具体例として挙げられたのが、スマホのLINEによるいじめというのが、陰湿化というか深刻化している状態です。たびたび新聞等でも報道されることがありますけれども、特にその例を挙げていまして、通常の、普段の小さい大きいというわけではないんですけど、学校のことについては学校で対応しますが、そういったLINEによるいじめになりますと、なかなか特定することが難しい。その上で

情報提供を、個人情報になりますので、特に警察が学校に求めたり、また、学校のほうから、そういうことが起こっているという事実を把握した時点で警察に通報したりということで行っているという、実例としてはあると思います。ですから、いじめ即、情報提供しなければならないわけではなくて、相当深刻な状況に陥る前にということで、情報提供が必要になります。第8条の連絡票については、県警のほうで様式が例として定められておりますので、収集した時点でまたお示ししたいと思います。その連絡票も含めて、この協定と、あと連携に係る実施要領というものがまたサンプルとして挙げられていますので、それも具体的な運用の要領になりますので、それも連携、調整した上で皆様にお示ししてお読みいただくことになります。それと、第10条の検証についてです。検証については、今の時点では年に1回と思っています。ただ、その件数、実際に情報提供を相互で行った事例によると思います。余りにも不幸にして多い場合には、半年に一回というのもあります。通常、他市町の実例を見ても、これ自体のケースはありませんので、年1回、事例があったときに、その運用上、正しい、ベストな運用をしたかどうかという検証は必要だと思っていますので、通常としては年1回を考えています。第9条の、教育委員会、学校の関係ですけれども、こちらの運用に当たっては、必ず重大なこと、真に連携が必要な場合に限りとありますので、これを連絡票のほうに情報提供し合う場合には、必ず学校と教育委員会で協議した上で、教育委員会の承認という形でスタートしますので、かかわっていきます。直接の担当としては、学校教育課の教育指導係、一般に、学校と直接ですから、指導主事が中心となって準備する形になるかと思っています。学校としては、当然、重大なことになりますので、学校長が中心となって、指導教諭も含めて全体でやっていくという形になります。漏れていたでしょうか。これよろしいでしょうか。

曾根田委員) 5行目の真に連携が必要な場合、どういうケースを想定されていますか。なぜ質問するかというのは、主観的な判断ではなくて客観的に判断するものだと思っています。そのドキュメントは用意されていますか。協定書は今出てきましたけど、本来、実施要領の中に具体的なケースを挙げてくると思いますけど、その辺はどうなっていますか。

学校教育課長) 実施要領については、協定でそれぞれ条文にある中で、具体的に、先ほど竹内委員から出ましたように、連絡票についての記述がありますので、連絡票はこうしていくよといった事務局が進める中での説明になります。ですから、仕様自体は、警察のサンプルとしては、具体例が書いてあるものではありません。実例として考えているのが、警察との話の中の時点ではあったのですが、通常の生徒・児童指導については、当然、通常の学校の対応でやります。よく言われるのが、対教師暴力が不幸にして起こった場合に、今まで、警察が動くためには、教師からの被害届等がなければ当然動けないという状況がありますけれども、本当に深刻な状況で対教師暴力があった場合には、こういった制度を活用して、情報を提供し合って解決に導くというようなものが実例として挙げられていました。そういった形の重大な、真に必要な場合に限ってということを進めていくと思われま。

曾根田委員) それはわかりますが、個人情報保護法の関係もあって、重大な、非常

に大事な案件なので、そういう言葉というのがよくわからない。誰が見ても間違いなく、これは真に連携が必要だなというアイテムがあればわかるんですけど。だから、主観的な判断でされたら困るということを行っている話であって、それはちゃんと用意されますねと言っているわけです。

学校教育課長) 進めるに当たって、先ほどもちょっと触れましたけど、例えば、学校がこれは重大だと思って、学校が一方的に警察と協議するのではなくて、必ず事例については教育委員会に、こういった形でしていきたいと、学校と警察の連携制度をもってやりたいということで申し出があって、教育委員会が協議した上で、じゃあ、これでいきましょうと、必ず教育委員会協議というものが入りますので、一方的に主観で進めるということはないと思います。

曾根田委員) 多分それが実施要領なりあれに入ってくると思うのですが、それはまだできていないですか。

学校教育課長) サンプルとしては来てはいますが、まだそれは、この協定を結んだ上で実施要領を作成して、皆様にお示しして、ご意見をいただく進め方になります。

曾根田委員) できれば、協定書の案が出るのと同じような、タイムリーにそういった実施要領、ガイドラインは作っておくべきだと僕は思っていますが、これをやって、またつくる作業に入るわけですか、それを参考にしながら。

学校教育課長) こちらについては、県警本部全体でほぼ同じような形でして、そのほうが運用しやすいということがありますので。大磯については、警察が同じなので、大磯、二宮と一緒にの形になろうかと思っておりますので、県警のほうで示されたサンプルをもとに、二宮と町と書面について協議した上で皆さんにお示ししたいと考えています。

曾根田委員) それから、第5条のウ、これは確認ですけど、影響を及ぼすおそれのない場合は従来の一般のルールに従ってやりとりするというイメージですよ。第5条(1)のウ、児童生徒に影響を及ぼさないある事案については、従来どおりのルールでやるという、今やっているような連絡方法でやるということによろしいですね。

学校教育課長) そうです。

曾根田委員) それから、第8条で、細かい話ですけど、(2)で保存期間は1年間とありますが、括弧書きに、例えば、きょう作成した場合に、26年度末の破棄なので、1年じゃないよね。これはどう理解したらいいんですか。

学校教育課長) こちらについては、記述を見ますと、やはり年度の末までになりますので、今日もし作成した場合には26年度末に廃棄ということになります。これについては、大磯町の文書の保存の規定でも同じようになっていますので、年度ごとで。年度の途中で一年一年で廃棄するというと、そのまとめの検証もしにくくなりますので、年度末ということ。

曾根田委員) それはいいですが、細かい話ですが、厳密に言うと1年間ではないですよ。

学校教育課長) 記述の仕方ですね。

曾根田委員) 1年間といたら、その日から1年間だから、括弧書きと合わないですよ。

学校教育課長) これについては再調整いたします。

曾根田委員) それから、第6条の(2)のエの項目で、保護者への連絡とありますが、これは法定代理人を含むのか含まないのか。前の条文には法定代理人を含むという表現があったんだけど、これはどう理解したらいいですか。

学校教育課長) 第6条の(1)のウの中に、保護者、法定代理人を含む。以下同じ。とありますので、同じ解釈になります。

曾根田委員) 表現はこれでいくのですね。それから、連絡票ですが、これは紙ベースでのやりとりをイメージされていますか。それとも、例えば、パソコンでPDFなりにしてデータでやりとりする場合を想定されていますか。

学校教育課長) 紙ベースです。データで打つ場合もありますけど、あくまでも印字して紙ベースで保存していきます。

曾根田委員) 紙で保存する。警察はどうなんですか。例えば、それをPDFにとってデータで残しているかという話、その辺は聞いていますか。なぜ聞いているかという、個人情報保護法の関係で、個人情報の利用及び提供の制限というのがあって、通信回線で連結されたパソコン等を用いて個人情報を提供することは原則禁止しますとあるわけだ。これは、例えば教育委員会側は紙ベースでやる、ファクスとか何かでやるかわからないんですけど、警察がパソコンで何か送ってくる可能性もなくはないので、その場合に、例えば、双方で廃棄するのはいいんだけど、例えば、もしそういったやりとりをするような場合があるのであれば、以下の文とかで1年間で廃棄するとあるんですが、それは廃棄あるいは消去しないとおかしい。なぜかという、やはり個人情報保護法の条例の中で廃棄または消去という表現があるので、そこを確認しておいてください。

学校教育課長) これは、連絡票について写しを含むとありますので、紙ベースが基本で、それは廃棄。おっしゃるようにデータについては消去になりますので、この表現は調整させていただきます。

曾根田委員) それから、もちろん、この情報には思想や病歴、犯罪歴などはやりとりしないですよ。ここに書いてあるだけの話ですよ。

学校教育課長) そうです。それについては、適用外になります。

曾根田委員) 例えば、過去の犯罪歴というのは出さないですよ。

学校教育課長) これに該当しませんので、出しません。

曾根田委員) 仮に、第8条の(3)、提供してはならないとありますが、万が一、提供した場合の罰則規定というのは何かありますか。

学校教育課長) この協定上は罰則規定は示されていないですね。

曾根田委員) ないとは言えないんだけど、その場合、運用をする規定なりってあるんですか。

学校教育課長) 多分、この協定に直接の記述はないのですが、別として、警察も市町村の我々も公務員ですので、地方公務員法に抵触するものであれば、それによって罰則等は科せられると思います。

曾根田委員) 基本的には、おっしゃるように別の法律で、それを漏らした場合というのはあるので、それを使えばいいと思っていますけど、そこでいいですよ。

学校教育課長) そうです。

曾根田委員) それから、第10条ですけど、検証はさっきも出ましたけど、具体的に

検証する体制、スキームは、どういうメンバーで考えていますか。

学校教育課長) 現状ではまだ整理されておりませんので、それについては、県警と連絡調整することになっております。

曾根田委員) 欲を言えば、その辺は全部できていて発言してほしかったです。できてから考えるようでは、こんな大事な話なのにおかしいでしょう。

委員長) やはり要領について、まだここで何も示されないというのは、説明を受けているこちらとしては非常に不安な部分が大きいです。特に7条、8条、2ページですけれども、そここのところで、学校と警察がある児童生徒のことについて連絡票をやりとりした場合に、その連絡票がその後どうなっていくか。今、廃棄についてのご質問もありましたけれども、その管理とか廃棄の方法については、やはり要領で細かく決めていかななくてはいけない部分かなと思います。連絡票に載るような事案ができたときに、子どもの人生にとっては一過性の不安定な時期の出来事になるかもしれませんが、連絡票という形で一回作られれば、それが廃棄されなければ、一生それが残っていくということになりますので、例えば、それが絶対外に漏れないように、どのように管理するか。鍵のついたこういうところに入れますとか、あるいは、誰が管理していくのか。あるいは、廃棄するときでも、今、パソコンなどを使って連絡票をつくる場合の質問がありましたけれども、その消去方法もどうするのか。あるいは、紙ベースの場合は、燃やしてしまうのか、シュレッダーにかけるのか。そういうきちんとした具体的な内容も定めておかないといけないと思うのです。適当に廃棄しましたというのでは、例えばそれはごみ箱に入れただけなのか、あるいは、ちゃんと焼却炉に入れて燃すところを確認したのかとか、そういうことを誰がどういうふうにするのかということまで決めておかななくては不安が残るのではないかと思います。問題の事案が起きたときに、それを解決するための協定ですけれども、それがかえって子どものあだになるようなことがあってはならないと思いますので、要領の作成については、できるだけ早く、中身をよく吟味して、落ちている部分がないようにして案をつくっていただきたいと思います。

中野委員) これを読んでいて、曖昧な表現が気になりました。協定書というようなものでこのような曖昧な表現があっているのかと思いました。まずは、やはり上から5行目、真に連携が必要な場合です。境界が多分どこかにあると思うのですが、これはよくてこれは悪いというような事例というものを用意しておくべきだと思います。この真にという表現は非常に曖昧で、ほかに言い方がないというのであれば、ケースを用意しておくべきだと思います。それから、2ページ目、やはり皆さんがおっしゃった確実に廃棄するの確実というのが非常に曖昧な気がします。先ほどおっしゃったように、ファクスでやりとりするとファクスにデータが残りますし、コピーすればコピー機にデータが残るので、やはり扱いは非常に慎重に行わなければいけないと思います。ここも皆さんがおっしゃったとおり、どのように廃棄するかという例を用意しておくべきだと思います。

曾根田委員) 中野さん、反論じゃないんだけど、協定書というのは、こういった総論で言っている話については、割とどう解釈もできるような表現にしているのね。だから、言葉を悪く言うと、逃げ道をつくっているというイメージが

あるんですよ。だから、申し訳ないけど、そこはもしできれば納得していただいて、そういったものはばくっとした形にしておいて、どう法解釈もできるよというふうにしておいたほうがいいと思います。細かいところは実施要領なりに落としておくのがベストかなと思います。

中野委員) わかりました。大変勉強になりました。ありがとうございました。

委員長) 最後のページに載っています表の中でいくと、きょうの段階は3番あたりになるのでしょうか。

学校教育課長) そうですね。一応3になります。

委員長) 3ですね。これは、生徒・児童に関わることは保護者への説明が欠かせないと思いますが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

学校教育課長) これについては、この流れでもあるのですが、保護者には、学校に警察が入るということで少し重い形になりますので、これについては説明会を開いて、警察の少年育成課も一緒になって説明させていただきたいという話もありますので、そういう場を設けて説明したいと思います。

委員長) それでは、各委員からいただいた意見を参考にして協定書をまとめていただき、締結していくことになると思います。よろしくをお願いします。

報告事項第1号 平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

学校教育副課長) 大磯町の現状につきましては、8月の事務連絡調整会議で、中教育事務所に報告しました概要を既に報告させていただいていますが、12月10日に文部科学省と神奈川県教育委員会から、全国と神奈川県の調査結果が公表されましたので、お手元の資料のとおり、全国・神奈川県の結果に加え、大磯町の状況を改めましてまとめました。まず、資料1全国の状況です。1. 暴力行為は、国公立の小・中・高等学校の状況になります。発生件数は55,837件で、前年度とほぼ同数となっています。校種別では、小学校が約1,000件の増加、中学校が約1,000件の減少です。形態別では、生徒間暴力が最も多く、6割近くを占めている状況は変わりません。2. いじめにつきましては、小・中・高・特別支援学校全体で、認知件数が198,108件、前年度より127,877件の増加で約2.8倍となっています。これは、いじめ自体の増加というより、昨年度、いじめが大きな社会問題となり、学校が早期発見に取り組んだ結果と考えられます。いじめの現在の状況で解消しているものの件数の割合、解消率は89.4%で、前年度より9.2ポイント増加しています。3. 不登校につきましては、小・中学校の合計が112,689人で、前年度より4,769人減少しています。不登校児童生徒数の在籍者数に占める割合、出現率は、小学校0.31%、中学校2.56%となっています。学年別の不登校児童生徒数に注目しますと、小学校6年から中学校1年、中学校1年から2年で大きく増加しています。次に、資料2神奈川県の状況です。1. 暴力行為の発生件数は、前年度より125件増加し6,269件でした。小学校は前年度より314件増加、中学校は前年度より178件減少しています。2. いじめにつきましては、認知件数が前年度より2,642件増加し、6,925件でした。今回、初めて

小学校の認知件数が中学校の認知件数を上回りました。3. 不登校につきましては、前年度より 727 人減少し、8,554 人でした。昨年に引き続き、中学校で大きく減少しています。最後に、資料 3 大磯町の状況です。数字は、8 月の事務連絡調整会議での報告と変わりありません。暴力行為の発生件数は、小学校が 33 件で、前年度より大きく増加している点が特徴として挙げられます。それ以外は数字上の大きな変化はありません。小学校の 33 件につきましては、特別なケースであり、詳細につきましては 8 月に説明させていただいています。いじめの認知件数は 31 件で、小学校・中学校共に前年度よりも増加しています。これは、大津市でのいじめ事件を受けて、緊急アピールが出されたことや、緊急調査が実施されたことにより、よりきめ細かく児童・生徒を見守り、アンケート等を実施して対応した結果と捉えています。認知したいじめについては、年度内に 100%解決しています。また、一度解決したと思われるケースにつきましても、再びいじめとなるのではないかという意識を教員が持ち、継続して見守る体制を続けるようにしています。いじめはどの学級、どの子どもにも起こる可能性があるもので、いじめが発生したときに早期発見・早期対応することができるように、積極的な実態把握をしていくという姿勢を基本として対応しています。今回、認知件数が増えています。また、まだほかに見逃してしまっているいじめがあるのではないかという意識を教員が持ち、安易に認知件数の数字だけにとらわれないようにすることが大切であると考えます。また、10 月の事務連絡調整会議で情報提供いたしました。9 月 28 日にいじめ防止対策推進法が施行され、これに基づき、10 月 11 日に国のいじめ防止等のための基本的な方針が決定されています。現在、神奈川県はいじめ防止基本方針の策定作業も進んでいます。国の基本方針では、各地域の基本方針を定めることが望ましいとされていますので、国や県の基本方針を参考にしながら、次年度に向け、大磯町はいじめ防止基本方針について検討を進めてまいります。なお、各学校につきましては、学校いじめ防止基本方針の策定が責務となっていますので、年度内の策定を目指して検討をお願いしています。続いて、不登校の児童・生徒数ですが、前年度より小学校は 4 名の増加で 12 名、中学校は 6 名の減少で 17 名となっています。小学校につきましては、平成 11 年度以降最多となっていますが、病気欠席等、不登校以外の理由も含めた 30 日以上欠席のある長期欠席者総数は減少しています。長期欠席者数に占める不登校児童生徒数の割合が高くなっていることとなります。これまで、小学校では中学校と比べて、長期欠席者を病気欠席者にとらえる傾向がありましたが、欠席理由を積極的に不登校にとらえ、よりきめ細かな支援に取り組む意識が高まってきていると考えられます。学校では、教育相談コーディネーターを中心に、チームとして不登校傾向の児童・生徒を把握するとともに、必要に応じて関係機関を含めて協議して対応しています。教育委員会としましても、各月 3 日欠席調査や学期ごとの長期欠席者調査、県による問題行動等短期調査により、状況把握に努め、学校への状況確認を行っています。学校に来てしまえば問題ないが、家庭に送り出す力が乏しいなど、家庭環境にも原因があると考えられるケースや、家庭環境が複雑なケースなどが増えており、スクールソーシャルワーカーや福祉的支援の必要性が高くなっていると感じます。また、支援が必要

な児童・生徒に個別的な対応をするという考え方だけでは解決が難しいケースがあり、新たな不登校児童・生徒を生まないという観点から、本年度より取り組みを始めました学びづくり推進事業により、分かる・楽しい授業づくり、全ての児童・生徒に居場所のある学校づくりを進めていくことによる効果にも期待していきたいと考えています。

質疑応答)

竹内委員) 概略は今の説明でよくわかりましたが、大磯町の不登校の児童生徒数で、ほとんど登校できていない子どもの数、あるいは全く登校できない数というのはわかりますか。

学校教育課副課長) 現在、正確な数字は持ち合わせていませんが、年間 200 日ほど登校日数がありまして、それに近い日数登校できないという児童生徒は若干います。ただ、その児童生徒の中で適応指導教室のほうには通えているというお子さんもいますので、一概に日数が 200 日近くて全く外に出られないかということ、そうではないのですけれども、やはり若干名いると思います。また正確な人数については後ほど確認してお知らせしたいと思います。

竹内委員) 今質問したのは、ほとんど登校できない子どもというのは年によっている可能性もあるので、そうした場合に、本当に学校だけに任せていていいのか、あるいは、行政が学校と連携のもとに何らかの手だてを打つことができるのではないかと思うので、学校に登校するのがいいのだけれども、そこに至るまでの今の適応指導教室も含めて、なかなか学校ではうまく自分の心を開いていられない子どもたちに対して、学校以外の機関等の力で少しでも心が開けるような手だてがあるのかということでも聞いたのであって、もちろん、数が少なければ少ないほうがいいわけですけれども、ほとんど学校に行かれないという子どもがいた場合には、今後とも、学校と連携をする中で、教育委員会としても何らかの手立てを考えていく必要があると思っております。

学校教育課副課長) 今、竹内委員がおっしゃったことは全くそのとおりでございます。今までの例で言いますと、登校できない日数が多いお子さんについては、お子さん自身の課題だけではなくて、いろいろ家庭環境等に課題がある場合もありますので、学校任せにするということではなく、学校からも積極的に関係機関との連携を図るようにしており、教育委員会もそこに入るようにしています。よくある例ですと、児童相談所や保健福祉事務所の関係者との連携は数多く行っています。今後もそのように対応していきたいと思っております。

曾根田委員) 8月に出た数字は速報値で、今回は確定値という認識ですか。

学校教育課副課長) 8月にご報告しましたときは、中教育事務所への報告数という形で概要の報告をしましたが、今回は、国、県でも数字が確定しましたので、大磯町としても、これが昨年度の確定数と考えます。

曾根田委員) それから、全国・神奈川にもある程度、興味と言ったら変ですけど、非常に関心はあります。特に大磯町が関心は強いんですけど。全体的に見て、大磯町も全国・神奈川と比べて、分校を除外して考えると同じような傾向かなと思っています。ただ、いじめの関係で、全国・神奈川については中学校が多いのですが、大磯は小学校が多いということで、この辺は課題かなと

思っています。件数は少ないですけど、傾向的に全国と神奈川は中一が最も多いですけど、大磯は小学校6年が多いと考えています。それから、ここにあった不登校の数字は、聞き漏らしたので、この数字は病欠は入っていないのですか。

学校教育課副課長) ここに挙げています不登校の児童生徒数、町全体で小中学校合わせて29名ですが、これは不登校のお子さんで、病気欠席やその他の理由による長期欠席者は入っていません。

曾根田委員) 例えば、これは継続もあるんだけど、上のいじめと関連しているというものはあるのですか。

学校教育課副課長) いじめを理由とした不登校ですが、すみません、ちょっと確認をします。いじめを理由として不登校が続いているというお子さんはいません。

曾根田委員) 次に、特に継続で、これは24年度末なんだけど、現時点ではどうですか。

学校教育課副課長) 本年度の状況ですが、現在データとして収集しているのは、1学期、4月から7月ということになってしまいます。中学校で7月までで3名、小学校で6名という状況です。

曾根田委員) それは何の理由ですか。

学校教育課副課長) 本年度の理由につきましては、すみません、まだ理由の集計はできておりません。

曾根田委員) できれば直近のデータが欲しかったな。こういう問題というのは、3カ月、4カ月前のデータをもらっても意味がない。全く意味がない。基本的に、日々学校で指導されているわけだから、日々入ってくると思いますが、そこは改めてほしいです。

学校教育課副課長) 申し訳ありません。先ほども報告の中で申し上げたのですが、各月3日以上欠席者の報告は受けていますので、11月30日現在での把握は実はできているのですけれども、正式な集計という形で報告できるような調査ということでは学期ごとに行っていて、ちょうど今、2学期分の集計を学校に依頼しているところです。タイミングとして、7月までの正確なデータしか申し上げられませんでした。

曾根田委員) 僕が言いたいのは、我々に対する説明ではなくて、学校教育課の中での問題であって、学校教育課の中で、課長、部長、教育長がいるわけだから、そこで日々やりとりしていれば僕はいいと思っているんですよ。我々に説明するあれではなくて、そういった長期継続をしているような人に対しては、日々どうしようかということが議論されてほしいなと思っています。それから、大津の事件から、ことし9月かな、緊急に調査をしましたよね、いじめ、どうなっていますかということで。そのときに数件あったかと思いますが、その後の状況はどうなのですか。

学校教育課副課長) いじめのその後の状況ですが、これも本年度になりますが、正確な数字としては、申し訳ありません、また7月までになってしまうのですけれども、小学校で9件。

曾根田委員) 件数はいいんだけど、それに対して、現在までに解消率100になっているのか、どういう対応をしていますか。それとも万策尽きてお手上げだと

いうものもありますかという話です。

学校教育課副課長) 現在、本年度になって、小学校9件、中学校3件、いじめを認知していますが、解消済みと、あと一定の解消及び継続支援中というケースが小中合わせて4件報告されています。改善が見られないというようなケースは今のところありません。

曾根田委員) ならいいですけど、そこが一番僕が聞きたかった話で、データはデータでいいんですけど、特に今年、ある程度オープン化されてきているとは思いますが、その状況が今どういう手を打って、どういう状態で、これについては万事休すと言ったら変ですけど、多分、学校側で、もうこれ以上できないようなものもあると思うんだ。そこは正直に、こういう状態でとても対応できませんというのは、そういった中で議論しておいてもらって、どうするかというのは全員で考えることだと僕は思っていて、そこは今後やってほしいなと思います。

中野委員) 大磯町のところの解消率の100%というのは、にわかには信じがたくて、もしかして、卒業してしまったとか転校してしまったから解消しちゃったというふうに捉えていやしないかなという懸念があります。いじめが原因で不登校になり、結局学校に通えなくなったため、こいそ幼稚園にあるつばさ教室ってありますよね。

学校教育課副課長) 適応指導教室です。

中野委員) そこに通っていたお子さんを知っています。そういったケースが解消率に含まれているのかという不安があるのですけれども、いかがですか。

学校教育課副課長) 今、中野委員のお話を聞きながら気がついたのですが、大磯町のところ、解消率と書かれています、すみません、訂正をさせていただきます。改善率です。

曾根田委員) 解消でいいんじゃないの。

学校教育課副課長) いえ、国と神奈川県が言っている言い方が少し違うんですね。神奈川県は、解消済みと、それから一定の解消、改善が図られているというものを含めて改善率という言い方をされていて、それが100%です。そういった意味では、平成24年度の認知した31件については、改善率100%ということになります。

曾根田委員) そうしたら、国と県の解消率の出ている表を横並びにするとどうなるんですか。

学校教育課副課長) 全国と、神奈川県も解消率で数字は出ていると思います。大磯町の100%というところが改善率になっています。

曾根田委員) だから、ここを同じベースに合わせるとどうなりますか。国と県が定義している解消率の定義に合わせると、じゃあ24年度は何%ですか。100ではないのではないですか。

学校教育課副課長) そうですね、ここは違う数字を並べてしまっていますね。

曾根田委員) 全く意味がない。これでは判断できない。僕は同じベースでそろえていると思って信用して見ているわけだから、そこを操作されては元も子もない。

学校教育課副課長) ここも、同じ並びでの正確な数字をまた後ほど確認してご報告をさせていただきます。

曾根田委員) 聞きたいけど、これを出すに当たっては、課長、部長はちゃんとチェックされていますか。理解されて出していますか。会議に出る資料というのは誰の責任で出しているんだ。

委員長) この資料の解消率、改善率の問題についてですけれども、数字については後日正確に説明してもらおうとしても、この資料について、正確でないものがこうやって出されてくるということは非常に重大な問題だと思います。これについて、説明を一言頂きたいと思うのですけれども。

学校教育課副課長) 私のほうでこの資料を最終確認しているところですが、こここのところで 100%というのをもう一度確認をさせてください。担当のほうで、解消率という意味ではなくて、私が説明したとおり、改善率で数字を上げているように今捉えられるんですね。ということですので、もう一度、担当に、ここは間違いがないかどうかということを確認させてください。

竹内委員) そうすると、県の解消率というのは大磯と合っているわけですか、考え方として。それとも、県は国と合っているわけですか。

学校教育課副課長) 調査の報告としては、解消済み、それから、一定の解消及び継続支援中というような形で出していますので、県は、解消済みというものと、それから一定の解消及び継続支援中も含めて改善されているという意味で、改善が見られないものを除いた数字として、文部科学省は出していないのだけれども、改善率という指標を使っているんですね。ですから、ここに書いてあるのは解消率という捉えで大丈夫だと思います。大磯町のほうの 100%というところは、確認をしませんと、ここは改善率の可能性があるということです。

竹内委員) それは、注釈をつけるか何かしないと、横並びで同じ解消率と書かれてしまって、全部同じ基準で調査した結果というふうに捉えざるを得ないので、統計の数字としては意味がなくなってしまうのではないのかな。

学校教育課副課長) この部分につきましては、解消率と改善率と 2つの数字が取り上げられてしまっていますので、整理をしていきたいと思います。

曾根田委員) ある意味では、神奈川県も操作しているんじゃないですか。全国は本当に解消したものだけだから、神奈川県で解消したものだけだったら、これって下がるかもしれない。もっと悪くなるかもしれない。だから、県の数字も余り信用できないことになる。なるべく横並びでそれぞれやって、同じベースに合わせてもらわないと判断できないよね。小島さんばかり責めているわけじゃないのよ。上に対して責めているわけよ、課長、部長に対して。ちゃんとチェックしていますかという話だよ。

委員長) では、これについては、対応を後日していただきたいと思います。

竹内委員) 最後に一ついいですか。さっき、小島さんのほうから、不登校に関して、いじめが継続していて不登校の子どもはいないというお話がありましたね。だけど、いじめがきっかけで不登校になった子どもというのは把握していますか。あるいは、そういう調査はないのですか。

学校教育課副課長) 不登校になったと考えられるきっかけというのが幾つかあるのですけれども、いじめが中心となって不登校になったというのがあります。ですから、全くいじめを理由に挙げないという子がいるかどうかということ、そのところまでは完全には判断し切れませんでした。

竹内委員) 調査には出てこないかもしれないけれども、子どもの状況を見てみると、友達関係がうまくいかないから学校に行きたくなっちゃうというのは、数的には結構多いのではないかと思うんですよ。だから、その友達関係がうまくとれないという部分の中には、いじめられたり、はじかれたり、仲間に入れてもらえなかったりというのがもともとの発端というか、それが重なっていくと学校がおもしろくなくなって、友達もいないしということで、だんだん足が遠のいていって不登校になってしまうというパターンが結構あると思うので、いじめの数ももちろん問題なんだけれども、いじめそのものについても、相当、学校現場でよく子どもたちの状況を見ておかないといけないと思うんですよね。今まで来ていた子が急に来なくなってしまうというのは、大体そのパターンが多いかなという気がするので、また何かの機会に、教育委員会からの子どもを見る目ということで指導して行ってほしいというふうに思います。

学校教育課副課長) 先ほど、いじめへの対応のところでも申し上げたのですが、これはいじめではないかという見方をしていくというのは必要なことだと考えます。不登校の理由として、いじめを除く友人関係をめぐる問題とか、クラブ・部活動への不適應とかという原因が挙げられているのですが、そうしたときに、じゃあ、本当にいじめは全くないのかというような見方を教員のほうでしていく、そういう意識を持っていくということが大切だと考えます。

中野委員) 不登校の原因は、やはり友達関係が一番だと思うんです。そのほかに、先生による心ない言葉というものも原因になっているということも聞きました。部活動への不適應にはそういうことが原因になっているのかなと思います。その辺の聞き取りというか、子どもの心の中をよく探らなければならないと思います。

委員長) このいろんな問題の解決に当たっては、原因が子ども同士であったり、あるいは、今お話がありました教員の何かが原因であったりする場合もありますけれども、先生が一人一人その解決に当たるというのではなくて、学校として、教育委員会として、組織的に問題解決に当たるということが大事だと思いますので、その点についても、経営者会議等でまた確認し合ってほしいと思います。

報告事項第2号 第2回大磯町子ども・子育て会議について

子育て支援課長) 当日は、委員の方1名が欠席されましたので、13名の委員により、開催されました。また、傍聴者は、2名で、その他に県の次世代育成課の職員の方がお越しく下さいました。会議につきましては、この10月末から11月中旬にかけて実施いたしました大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査の中間報告を中心に行いました。議題の1点目は、ニーズ調査、未就学児用中間報告について、ということで、当日は、この調査の委託先になります株式会社地域環境計画の方にも出席いただき、調査結

果の概要について説明いただきました。調査の経過としましては、10月28日に未就学児童全員1,544名を対象に調査票を郵送で発送いたしました。翌週の11月5日に、調査のお礼兼協力のお願いのハガキを発送しております。調査自体は、11月11日月曜日を投函の期限としており、11日時点での回収率は約41%でした。翌12日に町内の保育園、幼稚園にご協力いただき、保護者の方へ再度調査への協力依頼をした結果、約61%という高い回収率となっております。今回の調査結果では、0歳児から5歳児まで概ね150名前後で各年齢から平均的に回答を得ることができました。なお、今回は取り急ぎの報告となりましたこともあり単純集計の結果となっております。今後、各委員の方から頂いた意見等も踏まえて、最終的な報告書を作成してまいります。議題の2点目は、同じくニーズ調査についてですが、こちらは、この後調査を予定している小学生用の調査の実施について、ご意見を頂きました。調査につきましては、町内に在住の小学生、約850名程度を対象に放課後の過ごし方などについて調査するものです。町立小学校の児童については、学校にご協力いただき各学年2クラスを、また、町立小学校以外の児童については、直接郵送にて調査を行います。実施時期については、年明けの1月中を予定しております。その他として、事務局より委員の変更についてご報告しております。こちらは、民生委員・児童委員協議会から選出されておりました委員が任期満了により交代したことによるもので、その旨報告させていただいております。

質疑応答)

曾根田委員) 何点かご相談ですが、例えば6ページの問12で、フルタイムというのは正規労働と見ていいのですか。それはわからないですね。

子育て支援課長) フルタイムにつきましては、正規雇用というようなニュアンスで書かせていただきました。

曾根田委員) それと絡めて、たしか収入のところがどこかにありましたよね。たしか年間の収入がいくらですかという表があったかと思います。

子育て支援課長) 49ページですね。

曾根田委員) 結構500万以上がいるので、このリンクで見ると、フルタイムで正規労働で、大磯町はかなりあれかなと思ってはいるんですが、でも、200万、300万レベルがいて、多分、これは非正規労働だと思っているんですよ。これは口幅ったいんだけど。ここに書かれている費用、2万円、4万円、圧倒的に4万までかかる比率が多いですけど、例えば、年収二、三百万だと、月に直すと平均3万円だとすると、かなりのウエートがかかってくるわけ。この施策を展開するに当たって、大磯町として、若年層の方で、しかも非正規労働がかなり多いというようなことも言われていて、大磯も御多分に漏れないと思うんだけど、ここに対する、義務教育も含めて、今後、費用的な補助をしていくべきではないかなと僕は持論で思っていますが、その辺も踏まえて、いろいろ今後、予算の関係もありますけれど、子育ての世代が若年層で

どういう構成になって、非正規労働・正規労働とか、その辺のデータが欲しいなと思いました。

子育て支援課長) 問の 35、36 あたりにつきましては、町独自の設問ということで追加項目として載せていただいている内容になります。町のほうでも、所得とか年間に子育てに係る費用などを軸にしたクロス集計は必要であると考えています。就労や保育内容等の設問と集計して、階層的にどの様なサービスが必要しているのか見えてくればと考えております。その辺はまた業者に指示して、最終的な報告書にまとめていきたいと思っております。

曾根田委員) もう一点、19 ページのところ、問 17 なんだけれども、利用していないというのが 7 割あるんだよね。ここの附問がないからよくわからない。なぜ利用していないかというのはないんだよね。

子育て支援課長) 問 15 のところですか。

曾根田委員) 17。

子育て支援課長) 利用していない理由は、特には聞いていません。

曾根田委員) それは欲しかったな。あと、38 ページの問 29 だけど、無回答というのは何か推測されますか。9 割無回答なんだ。これではサンプルになりませんが、何時からというのは、これは時間なく無制限というイメージでいるんですか。

子育て支援課長) 無回答というか、全く該当しない方は、強制ではないので、どうしても空欄で出されている方が多いみたいですので、今回はその様な形になってしまったと思われま。

中野委員) 5 ページ目ですけれども、びっくりしたのが、お子さんを育てる上で相談できる相手または場所が、友人や知人というのも非常に多い。割と周囲を見回すと、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいらっしゃるご家庭が多い気がするんですね。だから、友人、知人が多いというのがデータにあらわれているのかなという気がします。もちろんこれも必要なことですが、やはりそういう専門機関をもうちょっと利用していただければという気がしました。子育て支援とか、的確な指示ができる、お友達も十分信用できるのですけれども、本当に深刻な状況に陥っているのに友達にしか相談できないというような状況は、非常に気の毒な気がします。

子育て支援課長) 確かに委員のおっしゃるとおりで、そういう意味で町でも子育て支援センターを設けているところです。町でも、子育て中の方が必ずどこかに所属していただけるような形で、子育て支援を進めておりますので、今以上につながりが持てるように支援センターの活用方法等を考えていきたいと思ひます。

委員長) 感想になりますが、この調査報告を見ていますと、今の子育て世代は、就労しつつ子どもを育てていくという形なんだなと。私たちが子育てしていたころと考え方が違って、子育てと働くことの両方をうまくやっていきたいという答えがここからすごくよくわかると思ひます。いろんな町の支援や施設をすごく利用したいんですという意向も強く感じると思ひます。これから最終の報告にされるということですので、その辺をわかりやすく表現した報告書を出していただきたいと思ひます。

子育て支援課長) 確かに、この単純集計の調査結果を見た限りでも、就労した中で保育を希望される方が多く見受けられます。このままだと、実際のニーズはかなりあると捉えられますが、今後、報告書を作成する中で、もう少しそのあたりが分かりやすくなるよう、業者にも指導して進めてまいります。

報告事項第3号 平成25年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの開催について

生涯学習課長) それでは報告事項第3号、平成25年度大磯町成人式および新成人記念のつどいの開催について報告いたします。裏面の開催要領をご覧ください。成人式は、新たに成人を迎えた方々を祝い励まし、大人としての自覚をもって心豊かな生き方を目指していただくことを願って毎年開催をしております。本年度の日程は、平成26年1月13日の祝日、午後1時30分から3時30分までの予定で開催をいたします。会場は、大磯プリンスホテル国際会議場となっています。内容の構成は、前半の成人式式典を大磯町と大磯町教育委員会の主催で行います。続いて後半は、新成人自らが組織する実行委員会による新成人記念のつどいが開催されます。新成人の該当者は、平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方が対象です。平成25年12月3日現在で、男性が132人、女性が140人、合計で272人となっています。当日のスケジュールですが、午後0時50分から受付を開始し、1時30分から式典を開始いたします。式典は生涯学習課の進行で行ない、関係者からの祝辞・挨拶のみで、15分程を予定しております。引き続き、新成人記念のつどいが、実行委員会の主催・進行で執り行われます。開会の後は、実行委員長による挨拶、恩師の紹介・祝辞、会費制のティーパーティーへと進みます。ティーパーティーの席では実行委員が作成した思い出の画像が流される予定です。その後、実行委員の自己紹介、そして閉会という行程になっております。構成は、ほぼ24年度と同じ内容になっています。なお、当日の受付については、新成人の実行委員のほかに、大磯町青少年指導員の方々にお手伝いをしていただきます。この他、今年度初めての試みとして、これから成人式を迎える16歳から19歳の方でお手伝いをしていただける方を広報にて募集いたしました。現在、高校生2名の応募があり、ボランティアとして当日の手伝いをしていただきながら、成人式を見ていただき、自分達の成人式のあり方を考えてもらうきっかけになればと考えています。

質疑応答)

委員長) 昨年のことを思い出しますと、出席率が結構高かったという報告を受けています。そんな中で議事録を見ましたら、テーブルの配置なんかについてご意見が出ていまして、せっかくお迎えする恩師の先生たちのいるスペースがちょっとよくなかったんじゃないかというような意見があったと思います。そのことも参考意見として実行委員会のメンバーにお話ししていけたらいいかなとも思います。実行委員は去年のことを知らないわけですから、そういうことをアドバイスできるのは事務局かなと思いますけれども、どうでしょうか。

生涯学習課長) 事務局と、それから青少年指導員の方もアドバイザーとして実行委員会に出させていただいておまして、昨年度の成人式の状況をビデオでも撮っておりますので、ビデオを見ていただきながら、実際にどうだったか、反省

点も含めて、何点か実行委員会の中でもお話をしました。一応、幾つかの提案として、確かに、テーブルの位置どり等ですとか、そういうことも出しておきまして、その中で最終的に実行委員さんのほうで主体となって決めていただくというような形になりますので、その辺を今調整しているところです。中央に恩師の先生方がいらしていただくほうが会としてうまくまとまって、成人の人たちも散らばるのかどうかというところで議論になっていきますので、その辺で最終的に調整はしたいと思います。

委員長) 委員さんご本人たちの主体性が一番大事だと思いますけれども、アドバイスできるところはしていただきたいと思います。

竹内委員) 新成人記念のつどいの実行委員が主体となって進めていく3番目、恩師紹介というのがありますね。去年見ていたら、来賓席というか、私がいた近くの人の中で、壇上で恩師が何か話をしているのだろうけど、あの人は誰ということで、結局、自己紹介もなかったし、それから、司会からの紹介もなかった。成人の人たちはわかるんだけど、そこに参列して一緒に祝っている人たちは壇上に上がって話している人が誰だかわからない。先生だというのはわかるけれども、そういうような意見があったので、そこら辺、新しい実行委員がどう考えるかということで、そういう意見がありました。

生涯学習課長) その意見は確かに去年の反省会の中で出ましたので、やはりそれも伝えてあります。時間をどう使うかということで、お一人ずつ挨拶というような、そういう流れの考え方も過去にもありましたし、そういうふうなことを希望されている実行委員さんもしらっしゃいますけれども、時間を含めた全体の流れの中でどこまでお願いをするかという議論になっていきますので、その辺も踏まえた中で調整はしていると思っております。

報告事項第4号 第60回おおいそ文化祭の開催結果について

生涯学習課長) 報告事項第4号第60回おおいそ文化祭の実施結果について、ご報告をいたします。裏面の実施結果概要をご覧ください。第60回おおいそ文化祭は、10月19日から11月5日の期間を中心に町施設で、また、10月19日から11月5日まで各地区会館で開催いたしました。福祉センターさざれ石では、10月19日と20日の土日2日間、参加13団体による舞台発表が行われました。19日午前9時からのオープニングセレモニーのあと、順次発表が行われ、2日間の来場者は710人を数えました。展示会場としては、まず、保健センターにおいて、同じく10月19日、20日の土日2日間、13団体による展示が行われ、2日間の入場者は459人でした。続いて、図書館では、同日2日間、4団体による展示が行われ、来場者は251人でした。郷土資料館でも、同日2日間、団体の展示に参加していない個人参加によるおおいそ美術展を開催したところ、30作品の出展がありました。来場者は296人でした。以上の4会場では、恒例のスタンプラリーを開催して町施設2会場以上をご覧いただいた場合に記念品をお渡ししました。その結果、保健センターでは53個、福祉センターさざれ石では52個、図書館では24個、資料館では28個で、合計157個を配布しました。鳴立庵では、10月20日の日曜日に大磯町茶道協会によるお茶席が設けられ、58名の参加がありました。国府支所では、10月20日の日曜日に、大磯囲碁クラブによる囲碁大会が開催され、50名の参加がありました。また、

本年度は 60 回を記念して、各団体が記念行事や体験会を実施しています。それぞれ企画・実施した団体は 10 団体におよびました。さらに、おおいそ文化祭に協力という形で関わっている大磯町文化団体連盟と教育委員会が共催しまして、11 月 17 日に郷土資料館において記念講演会・パネルディスカッションを開催し、51 人の参加をいただいています。また、この他に、おおいそ文化祭の協賛行事として郷土資料館では秋季企画展、一村寺領高麗寺村を開催しています。展示の詳細については、報告事項第 5 号で報告いたします。また、同じく古文書裏打ち体験を 11 月 16 日に開催し、7 名の方が見学、1 名の方が体験をされました。なお、この他に 10 月 19 日から 11 月 5 日の期間内に、町内 14 地区におきまして地区文化祭が開催され、それぞれたいへん盛況でありました。昨年度は展示会場として生涯学習館を使用しましたが、本年度は、保健センターを使用いたしました。会場をできるだけ集約して集客をはかりたいという運営委員会の意向でしたが、本年度は天候に恵まれなかったことから、10 月 19 日、20 日の 2 日間の人出は、総計 1,824 人と、昨年度と比較して 300 人ほどの減でした。文化祭終了後、運営委員会におきまして反省会を開催し、さまざまな課題が出ましたので、運営委員会ならびに事務局においても、今年度の課題を精査しながら、来年度に向けて文化祭の開催・運営方法の検討を続けてまいります。

報告事項第 5 号 秋季企画展「一村寺領 高麗寺村」の実施報告について

郷土資料館長) 今回の展示は、郷土資料館平成 25 年度 第 3 回企画展として、平成 25 年 10 月 12 日土曜日から 11 月 30 日土曜日まで、42 日間にわたって開催いたしました。今回の展示は、高麗寺の直轄地である高麗寺村を題材として、資料の展示概要の項にお示ししたような 4 つのテーマにより展示を構成いたしました。会期中の入館者は 5,300 人で、1 日平均 126 名の方が来館されたこととなります。企画展に対する感想や意見についてのアンケートを実施しましたので、今後の企画や運営の参考にさせていただきたいと思っております。

報告事項第 6 号 新春企画展・横溝コレクション「馬！・うま！・午」の開催について

郷土資料館長) 資料をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館平成 25 年度 第 5 回企画展であり、平成 26 年 1 月 5 日日曜日から 1 月 26 日日曜日まで、19 日間の開催を予定しております。本年 1 月に他界されました横溝千鶴子氏からご寄贈いただいた故横溝精彦氏が収集された馬に関する資料は、千鶴子氏が広く公開することを望まれていました。2012 年より継続していた資料整理に目処が立ち、また来年が午年であることから、膨大なコレクションから抜粋して展示公開するものであります。展示概要および関連企画は、資料記載の内容を予定しております。刊行物については、配布させていただきましたリーフレットを作成いたしました。今回の企画展については 1 月号広報で特集記事としてご案内をいたします。また、リーフレットの関係機関への配布やホームページなどでも周知を図ってまいります。

報告事項第7号 第12回大磯図書館まつりの実施結果について

図書館長) 目的は年齢に関係なく地域のふれあいの場として、大磯図書館まつりを開催し、図書館の活用を促すようにするものです。日時は前月の11月17日(日曜日)、午前9時から午後3時まで図書館本館で開催しました。主催は大磯町図書館図書館ボランティアで構成する大磯図書館まつり実行委員会、協力としてNPO法人である、大きなおうちに協力いただきました。参加人数は752人でした。平成24年度の931人から179人の減となりました。古本市は338人と前年に比較し30人の増となりましたが、Tea Roomを今回、空調工事の関係で1階の昼食ルームから2階の和室に移した関係で、今年度43人と24年度に比較すると189人の減になってしまいました。Tea Roomを除いた残り9つの催しもの参加人数は25年度709人、24年度の参加者は699人と10人の微増となっています。図書館まつりでいただいた協力金は48,269円と平成24年度に比較して4,169円の増でした。この、協力金は実行委員会から児童書として図書館に寄贈していただいています。なお、反省会を12月5日(木曜日)の館内整理日に開催しました。意見としては、来年に向けての課題等もありました。裏面に図書館まつり案内として会場を図示しています。図書館は2階の会議室は古本市とエコ折り紙教室とTea Room 1階はおもに児童コーナー、いそちゃん広場、おはなしのへやを使い、いろいろな催しものを行っています。懸念された、駐輪場ですが職員を1名配し、図書館の道路側敷地・図書館の周りで、収まりました。また、駐輪場として国谷医院の配慮により駐車場を臨時駐輪場としましたが、臨時駐車場は使わず済みしました。

その他

教育部長) 次回の定例会は1月15日(水曜日)午前9時から4階第1会議室で行います。また、午後からは、大磯小学校の訪問がありますのでよろしくお願いいたします。

曾根田委員) 前回予算関係の議案を審議しましたが、現在、財政課と調整中しているのと思いますが、来月最終的な議論をするのですけども、聞いた話ですが、国府地区の保護者から国府小学校のプールで夏休みの開放時に、プールの水量が少なく、小学生が水泳をする環境になかったと不満を漏らされていた。ですので、照ヶ崎プールやその他のプールを利用したと話していた。そこで思ったのが、プールの水道料や電気料ですが、平成25年度予算で多めにみて、実際に水道料が少なかったのが平成26年度予算も少なく見ているようだが、その辺聞いていますか。

学校教育課長) ご存知のとおり、プール開放はスポーツ健康課の所管です。その状況は特に聞いてはいません。予算のこともありますので確認します。

曾根田委員) 泳ぐ環境に適していないということであるので、それが水道料の減に繋がっているのではないかと考えています。

教育部長) それは違うと思います。当初プールがスタートした平成24年度時については、水道料の実績がありませんでしたので、照ヶ崎プールを参考に予算計上をしていました。平成25年度予算については、前年度実績に基づいて予算を組んでいます。金額はそういうことだと思います。

曾根田委員) 金額が下がったのが、プールの水量の話が上がっていたので、泳ぐ環境になかったと。そんな状況で開放しているようだが、良いのかとの話です。確認してほしい。

学校教育課長) 確認します。

曾根田委員) せっかく開放しているので、使ってもらわないといけない。そういう声ができることが問題だ。開放期間の日ごとの人数のチェックなどしてないのですか。

竹内委員) 入場者数などの日誌があると思うが、それに水道料が載っているかはわかりませんが。

学校教育課) 確認します。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成26年1月15日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____